

御言札之写 全

洋学文庫

文庫 8

D 395



文庫 8
D 395

定

陸奥人



一 親子兄弟夫婦を始

諸親類小志しく中人小志する事

一 一人ある業あるの事

一 家業を治ふ事

一 危うしき事

一 人の事を治ふ事

一 人の事を治ふ事

一 物事の治一切小禁制の事

010190617950

41-7311

一 喧嘩口論を情^{つひ}若^あ事^{こと}あ^らむ^ら根^ね小^こ出^で合^あ合^あ

く^て子^こ負^おう^る者^{もの}隠^{かく}並^びつ^つる^る事^{こと}

一 強^つ地^ぢ根^ね小^こ打^う危^あく^く若^あ遠^{えん}犯^{はん}の^{もの}者^{もの}あ^らむ

中^{ちゆう}出^で一^{いつ}隠^{かく}一^{いつ}並^び他^た所^{しよ}より^{より}あ^らむ^る事^{こと}

あ^らむ^る罪^{つみ}ま^らる^る事^{こと}

一 盜^{とう}賊^{ぞく}急^{きゆう}黨^{たう}の^{もの}類^{るい}あ^らむ^る中^{ちゆう}出^で一^{いつ}急^{きゆう}急^{きゆう}應^{おう}

英^ひ下^げさ^さる^る事^{こと}

一 死^し罪^{つみ}小^こ行^{かう}者^{もの}あ^らむ^る事^{こと}

一 人^{ひと}賣^う買^{かひ}と^とく^く情^{じやう}止^とせ^せ但^{たゞ}一^{いつ}男^{おとこ}女^{めづ}の^{もの}下^げ人^{ひと}或^{ある}ハ

永^{えい}年^{ねん}季^き或^{ある}ハ^ハ誘^{ゆう}代^{だい}小^こ召^{めい}懸^{けん}子^しハ^ハお^お對^{たい}行^{かう}但^{たゞ}

ま^まじ^じ事^{こと}

附^つ誘^{ゆう}代^{だい}の^{もの}下^げ人^{ひと}又^{また}と^と召^{めい}懸^{けん}小^こ召^{めい}懸^{けん}者^{もの}案^{あん}他^た

新^{しん}一^{いつ}在^あ戒^{かい}妻^{さい}子^しを^をも^もら^らむ^る事^{こと}

返^くま^まつ^つる^る但^{たゞ}一^{いつ}罪^{つみ}科^かあ^ある^る者^{もの}ハ

制^{せい}外^{がい}の^{もの}事^{こと}

右^{みぎ}條^{じょう}可^か相^あ守^{まも}る^る者^{もの}於^お昔^{むかし}可^か以^も以^も

罪^{つみ}科^か者^{もの}之^の

正^{せい}徳^{とく}元^{げん}年^{ねん}八^{はち}月^{げつ}日^{にち}

奉^{ほう}行^{かう}

定

一 駄賃 人員 荷物 次費

御傳言 并 駄賃の 荷物 次

歩も ちの 荷物

去人

四拾貫目

長持

去丁

三拾貫目

但 人員 去人 持去 入 費用の 積り 三拾

費用の 荷物 六人 一 持下 一 支より

積り 荷物 八 費用 不 従 ひと 人数 減 止

登り 下 作 何 事 の 荷物 止 止 不 准

去丁

紫物 去丁

山紫物 去丁

次人員 六人

次人員 四人

一 御朱印 傳言 人員 数 口 書付 外 多く

物 庄 づ づ づ 事

一 道中 次人員 足 言 の 数 たる 一 國持 大名 一 ありと

い あり とも 家 中 在 不 東 海 道 を 一 日 二十 人

二十 子 不 足 登り 下 以外 の 傳言 及 二十

人 及 二十 人 不 限 登り 下

但し江戸系大坂の外道中ふたつ
人可あにふ小進こしんにいてる事

一御傳おんでん可ま結むす候まうの者もの持もてし町まちの馬うまのこしりに
出いましてし若わ結むす候まう可まあらしめしし時ときをまりして
よりの雇やひの強つよ風かぜのさらしめしとも者ものあり
至いたりしましてし招まねしおしらしてしる事

一人ひとり可まいし御ご定ぢやうとし外ぐわい増ぞう候まうをまふらしてしし
牢らう舎しゃせしりし町まちの同をなりし料りやうと
してしる事見み不ふ費ひ交かうしし人ひと可ま役やく者ものにあらしめしてし

一より百文の出いてし事

附 仕つか還かへの軍ぐん理りみし其その候まうをまりしけ
又また仕つか還かへの者もの小こ對たいしし非ひ分ぶんの
事ことにあらしめしてしる事

右みぎ條ぢやう可ま相あ守まもりし若わ旅りょにあらしめしてし可まあ
曲まが事ことのこ

正徳元年八月日

奉行

定

一 毒業并 似せ業種賣買の事 禁制を
 若遠犯の者あつて其罪重なる處
 候令同類といふとも申出さるふは
 罪をゆるされ意度申渡す事
 一 似せ金銀賣買一切小停止を若 似せ金銀
 あつて金座銀座はつて 似せ金銀
 せづの金銀も是又金座銀座つて
 お改む事

附 惣て 似せ物まづらる事

一 寛永の 新儀金子を賣小四費文を
 分六を費文下 御料私貯せし事
 負收納亦小御定に如くする事
 一 新儀の事 後座の外一切繰出さる事
 一 新儀の 造あつて書物商賣を
 一 徳藏人の 合化料を 賣小を

つうじつ徳商賣均或ハ一兩小買並志賣
を一或ハ合せえ言由小を危ううせ
る事

一何事小よつて誓約をり 徒黨を
結ぶつうらぶる事

右條々可相守々若於お省々可事
罪科ものこ

正徳元年六月日

奉行

一江戸よりの結貸并人足貸残
定

品川迄

若均を結 九拾四文
紫掛若人共 日
かへ尻可を定 六拾五文

附

あゝはけハ初尻小同トそれより
重き若均ハ本結貸残小同ト

うろく屋

人員 走人

四拾七文

千位迄

若の均 走人

九拾五文

紫掛の 走人

日 3

かゝ屋の 走人

六拾文

人員 走人

四拾六文

川口迄

若の均 走人

百四拾文

六

紫掛の 走人

日 3

かゝ屋の 走人

九拾文

人員 走人

六拾七文

板橋迄

若の均 走人

九拾四文

紫掛の 走人

日 3

かゝ屋の 走人

六拾五文

人員 走人

四拾七文

上高井戸迄

為の均 <small>しちど</small>	紫掛 <small>あひと</small>	加の房 <small>あひと</small>	人員 <small>あひと</small>	下 <small>あひと</small>	為の均 <small>あひと</small>	紫掛 <small>あひと</small>	加の房 <small>あひと</small>	人員 <small>あひと</small>	下 <small>あひと</small>
百六拾五文	日	百八文	七拾九文	百四拾九文	日	百文	七拾三文	七拾三文	七拾三文

泊 <small>あひと</small>	主人 <small>あひと</small>	百仕 <small>あひと</small>	馬 <small>あひと</small>	右 <small>あひと</small>
三拾八文	三拾八文	拾七文	三拾八文	三拾八文

享保三年十月日

奉行

定

一 在りて若狭炮打者ありし中出
御前場之内より手をはなすの捕
り見出し早中出づる夜
御褒美つて中出のもの

享保六年二月日

定

一 寺元宗門と累年御制禁より自

其不審者若くは有る中出を御褒
美とす

むてまんの御人 銀入百枚

ゆるまんの御人 銀三百枚

まろの者の御人 日引

因宿并宗門の御人 銀百枚

右へ通中する一 御宗門の内よりと
りあとも中出るおふより 銀入百枚中する
一 隠し御他所よりあつるおふ

そのまじりの
てんまの
名を
入組
一
罪科
奉行

正徳元年八月日

奉行

定

一火を付る者をあつて早く中出ぬ者
隠し重んじ放てんを罪重なるべし
同類よりとりあつても中出るふおつても
罪をゆるされ意度御褒美に
九

火事

一火を付る者をえ付はことを捕へ早く中
出づー見のぐーふせづーなる事

附

あやしき者あつて
早に中出るに連なる事

一火事出来し時みづりふ地集るを
但役人あつて者格別なる事

一火事場へ中出ぬ者
火事場へ中出ぬ者

一 六所法度より旨や等せ通を危く取
引あきもの六捕捕一 万一失儀不及
付捨るべき事

一 火車場を外のつきの取光も金銀
徳尺拾ひとるを引と持来せし若
隠重他取よりあつる不致へを罪を
うづへ一 登回於たりといわとも中出
車ハを罪をゆゑされ御獲免下さ
るべき事

一 火車より足地車並馬車より
積のくくつに徳長刀刀徳差亦扱方小
まづりさる事

一 車長持停止をたよひ逃ひのるとも
造つて一切不商賣生かさる事
右條より可相守し若於おせし
科考

正徳元年

奉行

外三枚

此度内蔵新宿種場お成小付種貸
人員貸法

内蔵新宿迄

荷物 三駄 六拾七文

紫掛荷人共 月引

か〜尻子共 三拾四文

人員 五人 三拾四文

右〜通可〜山来亨井戸宿庄種

十一

彼る愛い若旅お肯もつる曲傳老

明和八年月日

奉行

右御言札安永四年六月十六日初

新規お建中い

免

一三笠附点者全元被着い若句ひらふ

一右〜ち打段各共博奕者い〜い者

右〜族島正月お止い者ハ〜免いる孫

此の後意度おぼつかず申し若くは止者ハ為
人ヲ流罪感テ其ノ由ヨリ死罪ニ付
付申すハ其ノ罪人トナシ可
差

右ノ通ハ其ノ為正月ハ未
免ハ正月ノ後トモお止族
何者トモ所付ハ申し
意度沖癩員令可下
但一 月終ニ内ニ付
十一

一 如ク申付上ノ家主
者其ノ中合第ニ付掛
於其ノ中一申出外
情事既元三笠附
被一ハ若クは捕
有ハ其ノ家主上
其隣ハ人組家主
町内ハ

一 如ク申付上ノ家主
者其ノ中合第ニ付掛
於其ノ中一申出外
情事既元三笠附
被一ハ若クは捕
有ハ其ノ家主上
其隣ハ人組家主
町内ハ

急度と料の中付の事
右と取可お心の方一科ある者急度
を取中出さふお心の方急度
可中もの

享保十一年正月日

奉行

一諸國御料所又を私路を入組の場所

覚

新田と成場兩族は
御代官地は百姓中
新田と成場兩族は
又畿内八束郡町村
中國筋八束郡町村
州と江戸町村
百姓をたす
或は金元を巧を以て
去るめ金銀をむさ
偽を以て中出者あ

此の如くは...
これあるべし

一物^{その}は代官^あ中^の付^つ筋^{すぢ}之^の紙^し付^つ納^{のう}方^{はう}並^{なら}

とも^あ不^ふお^お成^なり^りと^と放^{はな}る^る難^{がた}美^みし^し一^一の^の事^{こと}也^也

可^あ中^{ちゆう}出^{しゅつ}之^の係^{けい}中^{ちゆう}出^{しゅつ}之^の事^{こと}也^也

自^{おの}分^{ぶん}務^む多^た小^{せう}よ^う一^一之^の儀^ぎ斗^{たう}然^{ぜん}出^{しゅつ}る^る事^{こと}也^也

於^{おの}て^て之^の名^な上^{じやう}之^の事^{こと}也^也

右^{みぎ}之^の類^{るい}可^か相^{あひ}知^し者^{もの}也^也

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

天保十四癸卯歲六月

南傳馬町壹丁目

頂恩堂又助板

